



四国税理士会報

第484号
2026.6.10

●発行所／四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人／浜崎 友二
●編集人／石井 晶子
●ホームページ／<https://www.shikoku-zei.or.jp>



こうち旅広場（高知駅）

撮影者 高知支部 白石 佐知

主な記事

令和7年度租税教室特集
部・委員会だより ～広報部～



あなたの暮らしのそばにいる

四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

目次

○ 5 月 の 会 務 . . . 3	
・ 総会提出議案を承認	理事会
・ 第1回常務理事会及び第1回理事会提出議題を協議	正副会長会
・ 税務研究発表会について協議	税務研究所正副所長会議
○ 潮 流 . . . 4	
・ デジタル化の進展に伴う税務支援の方向性 ～ 税理士事務所の機能の発揮 ～	税務支援対策部長 多田 建司
○ 日 税 連 会 議 出 席 報 告 . . . 8	
○ 高松国税局からのお知らせ . . . 9	
・ 業務センターへの郵送等に関するお願い	
・ 滞納整理事務の集中化の実施について	
○ 部・委 員 会 だ よ り . . . 11	広報部
・ ホームページリニューアルのお知らせ	
○ 令和7年度租税教室特集 . . . 12	租税教育推進部
○ 海と高みの税務ノート . . . 16	
・ 同性婚の相続税について	税務研究所 池内 政仁
○ 研 修 会 の ご 案 内 . . . 19	
○ 税 の 広 場 . . . 20	
・ 医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例	
○ 編 集 後 記 . . . 20	広報委員 白石 佐知

表紙写真説明

タイトル こうち旅広場（高知駅）

コメント 高知駅を利用する皆さんをお迎えする幕末土佐三志士像。坂本龍馬、武市半平太、中岡慎太郎と共演するのはよさこい祭りに欠かせないフラフ。
この大きな旗、竿を風になびかせてよさこい祭りを盛り上げます。
是非、夏のよさこい祭りにもお越し下さい。

撮影者 高知支部 白石 佐知

5月の会務

日	会議・行事名	主な内容
7	第1回監事会	令和7年度会計及び業務監査
8	第2回正副会長会（ウェブ）	第1回常務理事会及び第1回理事会の提出議題等
13	第1回常務理事会（ウェブ）	第1回理事会の提出議題等
	第1回理事会（ウェブ）	総会の提出議案等
14	税務研究所正副所長会議（ウェブ）	今年開催予定の発表会等を協議
21	第3回登録調査委員会（ハイブリッド）	新規登録申請に係る登録適否調査等
25	第2回広報部編集企画会議（ウェブ）	会報第484号（6月号）の編集・校正等

理事会

5月13日開催（ウェブ会議）

総会提出議案を承認

令和8年度最初の理事会が5月13日、ウェブ会議にて開催された。

当会議では、①四国税理士会役員選任規則の一部変更案②四国税理士会税務支援規則の一部変更案③四国税理士会税務研究所設置に関する細則の一部変更案④令和8年度四国会及び日税連被表彰者⑤滞納会費の消却⑥役員選挙の日の決定⑦公開研究討論会実行委員会の設置⑧第70回定期総会の提出議案⑨総会の委任状に基づく議決権の行使者⑩支部規約の一部変更の承認—など、10項目について議決した。

（議決事項）

1. 四国税理士会役員選任規則の一部変更案

重松総務部長から、選挙期日について、選任後の定期総会が終了した時に就任する必要があるため、四国税理士会役員選任規則第46条の変更案の説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

2. 四国税理士会税務支援規則の一部変更案

多田税務支援対策部長から、四国税理士会

税務支援規則の一部変更案について説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

3. 四国税理士会税務研究所設置に関する細則の一部変更案

酒井税務研究所長から、四国税理士会税務研究所設置に関する細則の一部変更案について、構成員の人数変更の説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

4. 令和8年度四国会及び日税連被表彰者

重松総務部長から、今年度の四国会被表彰者は会員表彰178名、また、日税連被表彰者は、第4号該当（税理士会会長又は副会長で、かつ、4月1日現在で満20年以上税理士業務に従事）3名、第5号該当（4月1日現在で満30年以上税理士業務に従事）59名となっているとの説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

5. 滞納会費の消却

宮川財務部長から、高松支部の元会員1名の滞納会費について状況等の説明があり、滞納会費徴収整理細則第11条第1項の規定に基づき、当該滞納会費を消却したい旨の提案がなされた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

6. 役員選挙の日の決定

大西専務理事から、役員選任規則第25条第2項に規定されている理事会において定める選挙の日を、令和8年12月20日とすることと

したいとの提案説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

7. 公開研究討論会実行委員会の設置

佐々木専務理事から、令和10年10月に中国地区において開催される第54回日税連公開研究討論会の諸準備並びに論文作成及び研究発表を行うため、特別委員会を設置したいとの説明が行われた。併せて、公開研究討論会実行委員会の所掌事項は、①公開研究討論会の研究発表に関する事項②公開研究討論会の論文作成に関する事項③公開研究討論会の運営に関する事項一とし、構成員は委員長1人、副委員長4人以内、委員12人以内との説明が

行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

なお、公開研究討論会実行委員会の構成員は、次のとおり。

委員長	岩佐 誠志（徳島支部）
副委員長	佐々木敏雄（高知支部）
	市川 哲司（高知支部）
	酒井 啓司（松山支部）
	上枝 洋介（高松支部）
委員	白川 尊大（高松支部）
〃	毛利 修平（松山支部）
〃	田村 拓也（鳴門支部）



デジタル化の進展に伴う税務支援の方向性 ～ 税理士事務所の機能の発揮 ～

近年、スマートフォンの普及と e-Tax・マイナポータルの機能向上により、確定申告の手続は大きく様変わりした。自宅等から簡便に申告できる環境が整備されたことで税務署に来署する納税者は確実に減少しており、それに伴い、これまで税務署内で実施されてきた税理士による無料申告相談のニーズも縮小傾向にある。

しかしながら、このデジタル化の進展の陰で新たな課題も浮かび上がっている。すなわち、スマートフォン操作やオンライン申告に不慣れな納税者の存在である。高齢者をはじめとする一定数の納税者にとって、e-Tax の利用は依然としてハードルが高く、また、LINE による申告相談の事前予約も行えず（結果として、税務署で申告相談を行うことができず）、いわゆる「申告難民」ともいうべき状況に置かれている可能性がある。

こうした課題を踏まえ、税務署中心の支援体制から一歩進めて、税理士事務所を拠点とした税務支援の形を模索すべき時期に来ているのではないかと考える。具体的には、e-Tax の利用が困難で、申告相談の事前予約も行えない納税者に対し、税理士事務所において無料又は著しく低い報酬で申告相談を行う仕組みの構築である。地域に根ざした税理士事務所が窓口となることで、いわゆる「申告難民」といわれる納税者に対して、よりきめ細かな対応が可能となり、申告機会の確保にも資するであろう。

加えて、税理士事務所は自然災害時においても重要な役割を果たし得る。地震等により税務署への来署が困難となる状況においても、地域に点在する税理士事務所は身近な支援拠点となり得る。分散された拠点として機能することで、納税者が申告機会を失うリスクを低減することが期待される。

デジタル化の進展は不可逆的な流れである。デジタル化の恩恵を受ける層が拡大する一方で、取り残されつつある層が存在するのであれば、そういった人々を支えることこそ、税理士の社会貢献を通じて広く国民に税理士制度に対する理解を得るという意義を持つ、税務支援事業に求められる重要な役割ではないか。税理士がその担い手として積極的に関与していくことが、今後ますます重要になるのではないか。

（税務支援対策部長 多田 建司）

- 〃 津野 久美（高知支部）
- 〃 近藤 知史（丸亀支部）
- 〃 田坂 有祐（今治支部）
- 〃 孝志 洋平（徳島支部）
- 〃 平井 利和（高知支部）
- 〃 高橋真貴子（丸亀支部）
- 〃 井上 直輝（松山支部）
- 〃 池内 政仁（高知支部）

8. 第70回定期総会提出議案

第70回定期総会に提出する各議案の提案説明が執行部から行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

提出議案は次のとおり。

- 第1号議案 令和7年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和7年度決算承認の件
- 第3号議案 四国税理士会役員選任規則の一部変更の件
- 第4号議案 四国税理士会税務支援規則の一部変更の件
- 第5号議案 令和8年度事業計画並びに予算決定の件

9. 総会の委任状に基づく議決権の行使者

大西専務理事から、総会の委任状に受任者の氏名が記入されていない場合の取扱いについては、浜崎会長（浜崎会長に事故があるときは浜崎会長が指名する者）が議決権を行使するように定めたいとの提案説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

10. 支部規約の一部変更の承認について

藤本制度部長から、今治支部の支部規約の一部変更案について説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

（協議事項）

1. 第70回定期総会の運営

大西専務理事から、定期総会の運営に関し、①次第及び担当者②来賓案内予定者③発送文書④会場設営等一の説明が行われた。

（報告事項）

1. 研修受講義務免除申請の審査結果

大石研修部長から、令和8年度分6名の会員から提出のあった標記申請に関して、研修

税制改正に係る説明会を開催

令和8年5月13日、ウェブにて午後1時30分から、財務省主税局総務課企画官の西本武司氏を講師に招き、「令和8年度税制改正の概要」をテーマにした説明会が行われた。

この説明会は、「令和8年度税制改正大綱」の公表を受け、各税理士会役員の理解を深めるため、財務省担当官が全15税理士会の役員会に出席し、改正内容や経緯などを説明するものである。

説明会では、①物価高への対応②「強い経済」の実現に向けた対応③税負担の公平の確保に向けた是正④自動車関係諸税の総合的な見直し⑤国際課税⑥その他の税制上の諸課題⑦揮発油税等の当分の間税率廃止をはじめとした諸施策の実施に係る財源確一などの説明が行われた。



講師の西本武司氏

審査会で協議を行った結果、それぞれ研修規則第6条第1項第1号又は第5号に該当するため免除申請を承認し、申請者に通知したとの報告が行われた。

2. 各部からの報告事項

各部長から、次のとおり報告が行われた。

【税務支援対策部】

- ・日税連から、税務支援の中長期的な無料相談の在り方について、相談件数の減少傾向を鑑み、今年度各税理士会へのヒアリングの実施を予定している。
- ・現在日税連で協議派遣事業を今後リモートで行えないか検討している。

【調査研究部長】

- ・日税連において、現在税制改正建議書の取りまとめが行われており、四国会の意見書の内容については、5月号の会報に掲載する。
- ・本年は税務調査のアンケートを6月1日から四国会ホームページ掲載する予定である。

【広報部】

- ・5月1日より四国会ホームページ「税理士の方へ」をリニューアルしており、6月号会報誌にて報告予定である。

3. その他

今後の会議開催計画等を確認した。

正副会長会

5月8日開催（ウェブ会議）

第1回常務理事会及び第1回理事会提出議題を協議

（常務理事会代位議決事項）

1. 事務局職員の採用

大西専務理事から、矢野海真を4月28日付で採用したいとの説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で代位決定した。

（協議事項）

1. 令和7年度収支計算書の原案

宮川財務部長から、収支計算書の原案の説明が行われ、了承された。

2. 令和8年度収支予算書の原案

宮川財務部長から、令和8年度収支予算書原案の説明が行われ、協議の結果、一部修正を行った。

3. 第1回常務理事会及び第1回理事会の提出議題

5月13日に開催される、第1回常務理事会

—— 税理士の使命と倫理 —— 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四 国 税 理 士 会

及び第1回理事会の提出議題の中で、①四国税理士会役員選任規則の一部変更案②四国税理士会税務支援規則の一部変更案③四国税理士会税務研究所設置に関する細則の一部変更案④令和8年度四国会及び日税連被表彰者⑤滞納会費の消却⑥役員選挙の日の決定⑦公開研究討論会実行委員会の設置⑧第70回定期総会の提出議案⑨総会の委任状に基づく議決権の行使者⑩支部規約の一部変更の承認一などについて協議した。

4. その他当面の諸問題

他団体等総会への出席など、その他当面の諸問題について協議した。

税務研究所正副所長会議

5月14日開催（ウェブ会議）

税務研究発表会について協議

1. 今年開催予定の発表会

11月10日に開催される第2回税務研究発表会は税理士会館を会場として開催するが、他会参加者や役員、研究員の出席により会場の収容人数を超える可能性があるため、一般会員についてはライブ配信による参加のみとすることとした。なお、オンデマンド配信についても検討を進めている。

また、夏開催予定の全体会議にてリハーサルを実施することとした。

2. 研究員の入退会の手続

酒井所長から、研究員の入退会の手続について、人員増員の必要があることから四国税理士会税務研究所設置に関する細則の一部変更等について説明が行われた。

3. その他

①公開研の準備状況②研究所研究員並びに公開研研究発表委員の公募③海と高みの税務ノートの執筆要領一などを検討した。



四国税理士会 会員数

5月31日現在

県 名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香 川	550	29	20	49
愛 媛	574	42	21	63
徳 島	292	23	10	33
高 知	240	11	5	16
合 計	1,656	105	56	161

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所

異動速報・職員録は、会員専用ページでご確認ください

令和8年度から、異動速報（高松国税局定期人事異動）・高松国税局職員録につきましては、冊子配付を取りやめ、会員専用ページにのみPDFデータを掲載することとしましたのでお知らせします。ご理解ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

<掲載場所>

四国税理士会会員専用ページ／共有ファイル／会員共有フォルダ／国税局関係資料

※行政文書開示決定後、本会ホームページのお知らせにおいてご案内いたします。

◇ ◇ 日税連 会議出席報告（４・５月） ◇ ◇

開催日	会議・行事名	主な内容	出席者
4月3日(金)	第1回財務部会	令和7年度決算見込、令和8年度予算(案)等	宮川財務部長
7日(火)	第1回調査研究部会(ウェブ)	令和9年度税制改正建議書(案)の取りまとめ等	市川調査研究部長
10日(金)	第1回会務制度委員会	税理士会会則の一部変更案に対する意見示達案等	河内副会長、大西専務理事
14日(火)	第1回総務部常任委員会	第1回総務部会の運営	浜崎会長
16日(木)	会務執行打合せ会(ウェブ)	正副会長会提案事項等	
19日(日)	第1回中小企業対策部会	創業支援セミナー等の実施等	新延中小企業対策部長
20日(月)	第1回広報部会	令和8年度対外広報等	石井広報部長
	第1回登録調査部会	新規登録申請の調査等	西村登録調査委員長
21日(火)	第1回デジタル・システム委員会(ウェブ)	電子証明書等	西岡情報化対策部長
23日(木)	第1回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
	第1回登録審査会	登録申請者の登録審査	
5月7日(木)	第1回租税教育推進部常任委員会(ウェブ)	当部の制作物等	橋本租税教育推進部長
8日(金)	第1回公益業務支援部会	当部の活動方針等	森公益業務支援部長
	第2回調査研究部会	令和9年度税制改正建議書(案)の取りまとめ等	市川調査研究部長
11日(月)	第2回財務部会(ウェブ)	令和7年度決算及び令和8年度予算(案)等	宮川財務部長
14日(木)	会務執行打合せ会(ウェブ)	正副会長会提案事項等	浜崎会長
	第1回デジタル・システム委員会常任委員会(ウェブ)	電子申告に関する要望事項等	西岡情報化対策部長
15日(金)	第2回登録調査部会	新規登録申請の調査調査等	西村登録調査委員長
21日(木)	第2回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
	第2回登録審査会	登録申請者の登録審査	
22日(金)	第1回総務部会	税理士会における会費免除等	浜崎会長、重松総務部長、丹下会員
27日(水)	第1回制度部会	税理士法改正等	藤本制度部長

高松国税局からのお知らせ

業務センターへの郵送等に関するお願い

高松国税局では、税務署における内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、令和3年7月から、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施し、令和8年7月10日からは、全ての税務署が対象署となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております。

そのため、次の事項について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
 - ・ 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。

（注1）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（注2）書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
業務センターからの照会等について、関与先等から相談を受けた場合等には、関与先等を御指導いただくなど、御理解と御協力をお願いいたします。
- 業務センターでは、国税に関する御相談（納付に関する御相談を含みます。）、納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付及び申告書・申請書等の用紙の送付は行っておりません。

高松国税局における対象署等は下表のとおりです。

※令和8年7月10日から新たに対象となる税務署に下線表示しています。

名 称	所 在 地	対 象 署
高松国税局 徳島業務センター	〒770-8543 徳島市幸町三丁目54番地 徳島税務署内	<u>徳島税務署</u> 、 <u>鳴門税務署</u> 、 <u>阿南税務署</u> <u>川島税務署</u> 、 <u>脇町税務署</u> 、 <u>池田税務署</u>
高松国税局 高松業務センター	〒760-8526 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	高松税務署、 <u>丸亀税務署</u> 、 <u>坂出税務署</u> <u>観音寺税務署</u> 、 <u>長尾税務署</u> 、 <u>土庄税務署</u> <u>今治税務署</u> 、 <u>宇和島税務署</u> 、 <u>八幡浜税務署</u> <u>新居浜税務署</u> 、 <u>大洲税務署</u> 伊予三島税務署
高松国税局 松山業務センター	〒790-8579 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	松山税務署、伊予西条税務署
高松国税局 高知業務センター	〒780-8667 高知市栄田町二丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎	高知税務署、安芸税務署、南国税務署 須崎税務署、中村税務署、伊野税務署

高松国税局高松業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、高松国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

滞納整理事務の集中化の実施について

税務署における徴収事務の一層の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署を対象として、近隣の税務署（中心署）に滞納整理事務を集中化する施策を実施しています。

このため、対象署の滞納整理事務は、併任発令を受けた中心署の徴収担当職員が行うこととなります。

なお、納付相談につきましては、引き続き、対象署において対応いたしますが、必要な場合には、中心署の徴収担当職員が電話等により対応させていただくことがあります。

○滞納整理事務の集中化実施署及び実施開始時期

	署 名		実施開始時期等
	中心 署	対 象 署	
実 施 署	徳島税務署	鳴門税務署、阿南税務署	【開始日】 令和8年7月10日
		川島税務署、脇町税務署、池田税務署	【継続】
	高松税務署	丸亀税務署、観音寺税務署	【開始日】 令和8年7月10日
		坂出税務署、長尾税務署、土庄税務署	【継続】
	八幡浜税務署	大洲税務署	【終了日】 令和8年7月9日
	松山税務署	宇和島税務署、八幡浜税務署 大洲税務署	【開始日】 令和8年7月10日
	今治税務署	新居浜税務署、伊予西条税務署 伊予三島税務署	【継続】
	高知税務署	安芸税務署、南国税務署、須崎税務署 中村税務署、伊野税務署	【継続】

認 定 研 修

研修細則第4条の定めにより、下記の団体が実施する研修を認定しましたのでお知らせします。
なお、申込等問合せについては、直接、当該団体等をお願いいたします。

申請団体	開催日時	研修場所	研修テーマ	講師
四 国 ミ ロ ク 会 計 人 会	令和8年 7月8日(水) 13:30~16:30	ZoomによるWeb研修	税理士が行う遺言作成サポート【基礎編】 ～はじめての遺言書作成、 知っておきたい遺言の知識～	税理士 佐々木 京子 氏
	令和8年 8月26日(水) 13:30~16:30		税理士が行う遺言作成サポート【応用編】 ～遺言の税務リスク、 民法改正による影響を踏まえて～	

※ 会員とは、申請団体の会員をいいます。

※ 詳細につきましては、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」に掲載しています。

部・委員会だより

ホームページリニューアルのお知らせ

広報部

リニューアルの背景

令和8年5月に、四国税理士会のホームページをリニューアルしました。

令和5年9月末にグループウェア「SHIRASAGI」へ移行しましたが、「使いにくい」というご意見を多くいただいていた。そこで、デジタル化プロジェクトチームで検討した結果、次のような役割分担に整理しました。

システム	主な用途
グループウェア	会議資料の保管など
ホームページ	各種手続き・会員が日常的に使う情報の閲覧

※支部・県連でご利用のグループウェアの運営は変更ありません。

何が変わった？

トップページはほぼ従来通りです。一般の方も閲覧でき、右上のメニュー名称のみ変更しています。

今回の主な変更点は「会員の方へ」（旧：税理士の方へ）です。

ログイン方法

「会員の方へ」をクリックすると、IDとパスワードの入力画面が表示されます。IDとパスワードは別紙（会報誌同封）でお知らせしています。大切に保管してください。

新しく設置したアイコン

使用頻度の低い項目を整理し、以下の4つを新設しました。

- ・届出書等
- ・研修関係資料
- ・会則・規則類集
- ・会報バックナンバー



ご留意点

①「届出書等」の一部はグループウェアへ

個人情報保護やセキュリティ上の理由から、一部の書類はグループウェアにアクセスして取得していただく必要があります。あらかじめご了承ください。

②IDとパスワードが3つある

「会員の方へ」「会員共有フォルダー」「研修受講管理システム」は、それぞれ別のシステムのため、IDとパスワードが異なります。現時点では統一が難しい状況ですが、ご不便をおかけして申し訳ありません。

最後に

業務に役立つバナーも随時追加していく予定です。皆様の業務にお役立ていただければ幸いです。

令和7年度租税教室特集

高等学校

社会人になった際に必要な最低限の税務関連の知識を早期に習得し、素朴な疑問を学生のうちに解消しておくことは、学生にとって今後も重要だと感じた。

生徒からの発言でもしばしばあったが、将来の経済的不安を解消する必要を感じた。そのため、将来必要な最低限の税務関連の金融教育（iDeCo、NISA、住宅税制等）もFPや家庭科等教師のみではなく、税理士等の税務専門家が、学生に向け講義を実施した方がいいと感じた。また、給与を受け取る側だけではなく、最低限の事業者側の仕組みについても教育を実施し、企業を支援している税理士が伝えることも必要だと感じた。

平尾 政嗣 会員（高松第一高等学校）



税の意義（税金とは何ぞや）と日本の財政の現状・課題を説明した後、「税金を公平に集める」ことについて、グループワークを実施。

30人程度のクラス授業であったが、グループワーク等で生徒とコミュニケーションを図るには、ちょうど良い人数であった。

（進学校ゆえ）理系などの選択科目やクラスの学習レベルによって、授業に臨む（話を聞く）態度に差があるとの事前の話であったが、とにかく話に興味を持たせるため、内容や進行手順（グループワークに時間を割くとか）に工夫が必要であると感じた。

授業時間45分に比べてパワポ資料が32ページあり、途中でグループワークを行ったことから、かなりタイトな時間配分となり、最後の質問の時間が取れなかったことが残念であった。

多田 建司 会員（大手前高松高等学校）

高校1年生全クラス向けに無事に開催することができ、皆さん真剣に講義を聞きながら税金について考えていただきました。特に公平な課税方法を考える際には、周囲の生徒と簡単に話をしってもらうようにし、活発な意見交換がされていました。パワーポイント資料の説明、ワークショップ、DVDという流れで、ちょうどよい時間で実施できたかと思います。

昨年に引き続き、高校3年生の政治経済選択の方向けの授業を実施しました。1年生の時に租税教室を受けた生徒の再度の学習となるため、簡単な復習に加えて実際の給与条件に応じた所得税の計算、源泉徴収票の記載までの実施のワークショップを実施しました。春から就職される生徒も多く、社会に出て早速関係のあるものとして意識を高く取り組んでもらえたと思います。

和田 拓馬 会員（坂出工業高等学校）



藤井高等学校商業科は毎年、商業科出身の税理士希望ということで私が講師をさせていただいております。

34名のうち半分以上が野球部所属で、プロを意識して頑張っています。簿記の大切さも含めた租税教室を実施しました。女子生徒もいましたので、税理士の魅力とともに税理士の資格取得の方法も日税連のパンフレットを使いながら説明しました。

税金の大切さ、将来の自分たちの税金の納付について興味を持ってもらうことができ、充実した授業内容でした。

昨年租税教室をさせていただいた商業科2年生にも廊下でお会いすることができました。これからも租税教室頑張ります。

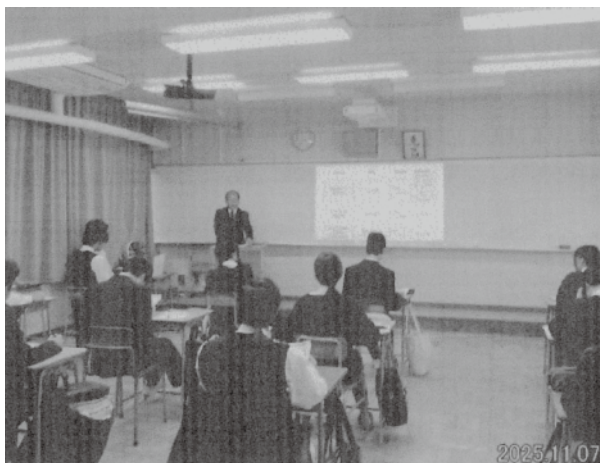
秋山 千枝 会員（私立藤井高等学校）

3年生19名を対象に租税教室を実施しました。

前半は講義形式で、税金の役割や社会人になってから関わる所得税、確定申告の概要について説明しました。後半はグループワークとして町の予算会議を行い、限られた予算をどのように配分するかを話し合ってもらいました。現在の自分の立場だけでなく、子育て世帯や高齢者など、様々な立場を意識しながら意見を出していた点が特に印象的でした。

今回の授業を通じて、税金は単に「払うもの」ではなく、社会をより良くするためにみんなで考えるべきテーマであることを生徒自身が体感できたのではないかと感じました。

中村 紗英 会員（愛媛県立松山北高校中島分校）



動画とパワーポイントを活用し、ポイントポイントで私から質問して受講生に回答してもらいました。アルバイト収入等に対する留意事項（特定扶養控除等の税制改正）も解説しました。受講生は、私からの質問に積極的に回答するとともに最後まで熱心に聴講していただき、将来を担う若者を頼もしく思いました。加えて、パワーポイントデータを高校側に印刷して受講生へ配付してもらい、帰宅後保護者と資料を見ながら話し合ってもらおうよう依頼しました。

分校長をはじめ合計5名の先生方も聴講され、「実務経験を踏まえて、とても分かり易く解説してもらったので、よく理解できました。教員としても大変勉強になりました。主権者教育にも役立つとともに、アルバイトや社会人となった時にすぐ役立つ知識も身についたと思います。」と分校長から感想をいただきました。

後日、受講生全員の感想と追加の質問が届きました。質問に対しては真摯に回答を作成し、フィードバックしました。改めて、受講生の関心の高さをうれしく思いました。

赤穂 英一 会員（愛媛県立内子高等学校小田分校）

3年生の選択授業（探求時間）としての講義でした。女子生徒のみ6名と、担当の先生他2名の方が一緒に受講され、少人数で和気あいあいとグループワークの授業ができました。

公平な税制は何か？いろいろな種類の税金があるのはどうしてなのか？そもそも税金とはどういうもので、どのように決められているのか？そういったことを考える機会を持つきっかけ作りにもしてもらえたのではないかと思います。少人数だと1人1人丁寧に意見を聞くことができるので、全員がしっかり参加できてよかったです。一緒に受講された先生方も「税金のことは詳しくないので」と参考にしていただけたようでした。

教材がとてもすばらしいので、使いやすくて感謝です。

吉村 由佳 会員（高知国際高等学校）

中 学 校

今回も中学生を対象にした租税教室でした。まずは税理士の仕事内容を説明し、次に税金と民主主義の関係や主権者教育の部分を意識して実施しました。

中学生にとってはあまりなじみがない“税金”についてでしたが、大きな政府・小さな政府、どちらが良いかという極端な政策比較の問題では、関心を寄せていると感じました。

また、どうやったら税理士になれるのか？などの質問もいただき、少しは税理士について関心を持っていただけたと思います。

次回も機会があればより良いものにしていきたいと思います。

鈴木 和範 会員（四国中央市立三島南中学校）

特別支援学校

今回の租税教室は、いつものテキストは使用せず、パネルを使って税金の種類や内容の話をしました。みなさん消費税に関しては知っていましたが、それ以外の税に関しては、あまり知らない様子でした。パネルを使った税金クイズでは、銀行には基本的に税金は使われていないということが意外な様子でした。その後、DVDを見て、1億円の見本を見てもらいました。卒業後に作業所等へ就職する生徒もいるため、1年目よりも手取りが減る可能性があること等の説明もしました。全体的に皆さん落ち着いておりスムーズな講義ができたと思います。

喜多 直樹 会員（徳島県立国府支援学校）

事前打ち合わせにおいて、財政に関する内容は難易度が高いため扱わないこととし、「エリートサラリーマン」と税金クイズを中心に講義を行いました。

数か月後に社会人となる方もおり、全員が積極的に意見を述べてくださいました。また、それぞれの内容に対して「なぜ？」「この場合はどうなる？」といった質問が多く寄せられたことから、「エリートサラリーマン」のみで45分を要しました。

会話のキャッチボールを重ねながらの50分となり、私自身も大変やりがいを感じた租税教室となりました。

今後の社会生活において、税金について少しでも考えていただく機会となれば幸いです。

矢野 太久 会員（高知県立日高特別支援学校 高知しんほんまち分校）

男女2名ずつの4名クラスでした。

事前の学校側との打ち合わせで、おとなしいクラスと伺っていましたが、静かに最後まで集中力が途切れることなく授業をちゃんと聞いてくれました。

少数のアットホームな雰囲気ですべての全員に目が行き届くこともあり、ゆっくりと話して相手の理解を確かめながら進めていくことを心掛けました。

簡単な3択クイズに挙手して答えてもらう、パネルをホワイトボードに貼ってもらう、プリントに記入してもらう、札束見本を実際に持ってみてもらうなど、参加型授業になっていたのがとてもよかったと思います。

今まであまり知らなかった税に関する理解が深まったと感想をいただきました。いかにシンプルでわかりやすく、丁寧に伝えるかがポイントと感じました。

吉村 由佳 会員（高知県立日高特別支援学校しんほんまち分校）

知的障害の軽度～重度を対象に小学6年生に実施している内容を実施しましたが、基本的に生徒はおとなしく聞いてくれつつも、反応はよく、質問にも積極的に答えてくれたので進めやすかったです。

税金が使われているかどうかのパネル貼りでは、生徒同士が合ってる合ってないと盛り上がりつつ貼ってくれたり、財政の説明での5千万円でもかなり食いついてくれました。

50分×2コマだったので、2コマ目ではマリンとヤマトの不思議な日曜日を流して、1コマ目の復習をしてもらいつつ、そのあとには税金クイズをするといった感じで、飽きさせないように教室ができたかと思います。

廣光 伸哉 会員（山田特別支援学校）

専門 学 校

久々の講師でやや緊張しました。自分としてはそれなりに順調に講義を終えることができたと思うのですが、学生さんの反応は全体的に薄く、興味を引く伝え方が課題と感じました。

宮崎 康平 会員（学校法人龍馬情報ビジネス&フード専門学校）

社会人・その他

前回より人数が多かったですが、指導が行き届いているのか全員がこちらを見て話を聞いてくれました。

質問も具体的なものが多く、すでに個人事業主だと言っていた方もおり社会に出た後のことに重点（時間配分）をおいた方がいいと感じました。

消費税の税率が下がると税収がどれだけ減るかという質問もあり、高校生よりも社会情勢に対する考えも持っているのではないかと思います。

高橋 真貴子 会員（四国少年院）



同性婚の相続税について

税務研究所 池内 政仁

税務研究所において高知県チームは「税理士目線で考える相続税について～同性婚の問題を中心として～」というテーマを扱いました。先生方の事務所に次のような問合せが来たことを想像してみてください。

【質問】

私は女性ですが、20年以上一緒に暮らしている同性のパートナーがいます。年齢のこともあり、そろそろ終活について真剣に考えています。悩みとしては、日本において同性婚が認められていないため、このままでは同性パートナーに財産を遺すことができないと聞きました。何かいいアドバイスをいただけないでしょうか。

また、子どもがいる場合や、女性同士、男性同士の場合で何か変わってくるのでしょうか。

【解説】

1 同性婚の現状

現行の民法および戸籍法は、婚姻の当事者について異性間を前提としており、同性間の婚姻は認めておりません。しかしながら、いわゆる「結婚の自由をすべての人に」訴訟が高裁判決まで出揃っており、違憲判断や違憲状態を指摘する司法判断が相次いで示されています。今後、最高裁の判決次第で民法および戸籍法が改正される可能性があります。また、パートナーシップ制度が全国的な広がりを見せていますが、あくまで「行政上の確認」とされており、婚姻と同等の法的効果はありません。

2 遺産分割について

現行の法制度において、同性パートナーに財産を遺すためには、「養子縁組」または「遺言制度」を活用することが考えられます。ただし、養子縁組については、相続税の申告が必要となる場合や、親族関係の複雑化により、思いもしない相続となる場合が考えられますので、慎重に検討する必要があります。

(1) 相続税の申告が必要となるケース

- ・ 同性カップルAとBは、長年同居
- ・ A（遺産総額4,500万円）が死亡したが、Aは4人姉妹の末っ子で、両親は既に他界しているケース

この場合、養子縁組の有無によって相続税の申告が必要となります。

つまり、AとBが養子縁組をしていなかった場合の基礎控除は、4,800万円（3,000万円＋600万円×法定相続人3名）であり、遺産総額4,500万円を上回るため、相続税の申告は不要です。

一方、AとBが養子縁組をしていた場合の基礎控除は、3,600万（3,000万円＋600万円×1名）に減少するため、相続税の申告義務が発生します。また、生命保険金、死亡退職金

の非課税枠についても同様に減少します。

(2) 女性同士のケース

- ・女性カップルC（年長者）とD（年少者）が普通養子縁組
- ・Dが死亡したが、Dには前夫との実子Eがいるケース

この場合、CはDの養親であり配偶者にも該当しないため、Dの法定相続人は実子Eのみとなります。このケースにおいて、Cに遺産を遺したい場合、遺言が必要となりますが、相続税の2割加算の対象となります。

(3) 男性同士のケース

- ・男性カップルF（年長者）とG（年少者）が普通養子縁組
- ・Gが死亡したが、Gの実親H・Iはご健在のケース

この場合、Gの相続人は養親F、実親H・Iの3名となり、Fは、実親H・Iと遺産分割協議を行う必要があります。

3 配偶者控除

相続税の配偶者控除については、民法上の法律婚による配偶者を前提としており、内縁関係にある者や、同性パートナーについては適用がありません。また、贈与税の配偶者控除についても、婚姻期間が20年以上であることを要件としており、法律婚を前提とした制度です。そのため、同性パートナーについては、贈与税の配偶者控除の適用もありません。

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。6月（会報発行日以降）～8月の相談日等は下記のとおりです。

県	場 所	相 談 日 時		科 目	担当者
香 川	税理士会館 2F	8/20 (木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		7/9 (木)		資産税	岡田 隆行
愛 媛	愛媛県税理士会館	7/3 (金)・8/7 (金)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		6/19 (金)・7/3 (金)・8/21 (金)		資産税	古谷 守
		7/17 (金)・8/7 (金)			池田 康廣
徳 島	県連事務局	6/19 (金)・7/3 (金)・7/17 (金) 8/7 (金)・8/21 (金)	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高 知	県連事務局	7/1 (水)・8/5 (水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		6/17 (水)・7/15 (水)・8/19 (水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)

令和8年度「地方公共団体監査制度実務研修」のご案内

【研修内容】 地方公共団体監査制度、監査委員監査の実務、外部監査の実務

【開催日】 ①事前受講（6時間30分） **令和8年9月1日（火）～令和8年11月5日（木）**

上記期間中に研修受講管理システムから「地方公共団体監査制度実務研修」を各自受講します。

なお、本研修は令和6・7年度と同一の研修ですが、一部新規収録した内容を含んでおります。既に受講されている場合にも、会場研修への参加を希望される方は、会場研修参加前に再度ご受講いただくことを推奨します。ただし、2回目以降の研修受講に際しては新規収録部分（01監査制度概論・02監査委員監査事務局の実務）を除き、重複して研修時間として算入することはありませんので予めご了承ください。

②会場研修（5時間40分） **令和8年11月6日（金）11時～17時30分（予定）**

場所：品川フロントビル会議室（JR品川駅港南口徒歩4分）

会場で受講者によるディスカッションや発表などを行います。

上記時間には、研修終了後に実施する履修チェックテストの時間が含まれます。

①及び②の研修をすべて受講したうえ、履修チェックテストに合格された方は、履修者番号が発行され、履修者名簿に登載されます。下記申込み条件等を確認のうえお申込みください。

①については、どなたでも受講が可能です。①のみ受講の場合は申込不要です。

＜申込みについて＞

【受講料】 無料

【定員】 5名（先着申込順。申込多数の場合は、受講できないことがあります。）

【申込期間】 令和8年5月11日（月）～8月10日（月）

【申込条件】 申込時点で「地方公共団体監査制度基礎研修」（研修受講管理システムで配信中）を受講済みであること。

受講案内をはじめ、研修資料等、本研修の受講に際し必要な情報は全てメールによる送付となるため、適宜メールの確認が可能であること。（FAX及び郵送対応はいたしません。）

11月6日の会場研修は原則ペーパーレスで実施するため、当日はタブレットや印刷した紙資料を持参するなど、自身で研修資料の確認が可能な環境を準備できること。

【申込先】 四国税理士会（メール：info@shikoku-zei.or.jp）

【申込記載事項】 ①氏名、②税理士登録番号、③支部、④事務所所在地（郵便番号・住所）、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦外部監査人・監査委員等の経験の有無（※⑦のみ任意回答）

※過去に本研修を履修した方もご参加いただけますが、参加人数に限りがあるため、申込多数の場合は、受講をお断りする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※申込記載事項⑦は、受講者による議論のグループ分けの参考情報として活用します。

※申込受付後、日税連から10月中旬頃までに受講案内及び受講料振込案内をメールにて送付します。10月中旬以降、受講案内が来ない場合は日税連もしくは本会にお問合せください。

研修会のご案内

配信期間	時間	研 修 内 容	
		(テーマ)	(講師)
令和7年7月7日(月)～令和8年7月6日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5.5時間	令和7年度 第1回全国統一研修会 「税理士損害賠償訴訟の予防策・対応策」 ～もし訴えられたらどうする?訴えられないためにはどうする?～	弁護士 内田 久美子 氏
令和7年8月8日(金)～令和8年8月7日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	ハラスメント研修会 その発言、セーフ?アウト? 今こそ学ぶ「税理士業務に役立つハラスメントの基礎知識」 ～「四国税理士会ハラスメント防止規程」を素材にして～	弁護士 山浦 美紀 氏
令和7年9月24日(水)～令和8年9月23日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税理士事務所のための転ばぬ先のトラブルシューティング研修会	税理士 富永 昭雄 氏
令和7年10月21日(火)～令和8年10月20日(火) (オンデマンド配信)	算定5時間	保険税務研修会 生命保険の活用と税務	税理士・東京会会員 追中 徳久 氏
令和7年12月12日(金)～令和8年12月11日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	【色々な論点がある】 『貸付金の評価実務』	税理士・近畿会会員 笹岡 宏保 氏
令和7年12月17日(水)～令和8年12月16日(水) (オンデマンド配信)	算定4時間	税務研究所 第1回税務研究発表会	税務研究所研究員一同
①令和8年2月18日(水)～令和8年8月17日(月) ②令和8年2月18日(水)～令和9年2月17日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	令和7年度 第2回全国統一研修会 ①「令和8年度税制改正大綱の解説」 ②「中小企業の特例税制の総合解説」	公認会計士・税理士 太田 達也 氏
令和8年5月12日(火)～令和9年5月11日(火) (オンデマンド配信)	算定5時間	法人税研修会 「法人税における重要事例解説」	税理士・東京会会員 中村 慈美 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。

税の広場

医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例 (措法第70条の7の12)

相続人等が、医療法人^(注1)の持分を被相続人から相続または遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人^(注2)であるときは、納付すべき相続税のうち、この特例の適用を受ける持分の価額に対応する相続税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画^(注3)に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます（猶予される相続税額を「医療法人持分納税猶予額」といいます。）。

この医療法人持分納税猶予額は、認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、認定医療法人の持分のすべてを放棄した場合などには、届出書を提出することにより、その全部または一部について納税が免除されます。

(注1)「医療法人」とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下、「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の2に規定する経過措置医療法人（平成19年4月1日前に設立された社団法人たる医療法人または同日前に医療法第44条第1項の規定による認可の申請をし、同日以後に設立の認可を受けた社団法人たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないものおよび残余財産の帰属すべき者として同条第5項に規定する国もしくは地方公共団体または厚生労働省令で定める一定の者以外の者を規定しているものをいいます。）をいいます。

(注2)「認定医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第1項に規定する認定医療法人であって、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月1日）から令和8年12月31日までの間に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

(注3)「認定移行計画」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第2項に規定する認定移行計画をいいます。

なお、制度の詳細については、「医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除（相続税の申告のしかた（令和7年分用）（抜粋）」をご覧ください。

引用：国税庁ホームページ→タックスアンサー相続・贈与→相続税→相続と税金→No.4150

編 集 後 記

繁忙期でもある5月を無事に終わられ、ほっと一息の先生方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

今年も5月から夏日どころか真夏日が全国で記録され、暑い、熱い夏が予想されます。

早い地域では梅雨も迎えており、気を付けて雨続きの6月から厳しい残暑までを乗り切れるよう健康管理に気を付けたいと思います。

皆様方も、心身ともに健やかに夏を迎えられますように。

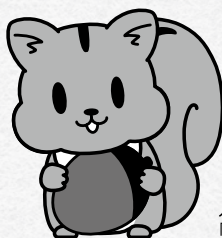
(白石)

老後の資金が
心配で…

職員の退職金
どうしよう…

福利厚生を
充実させたい

備えれば明るい未来



ふやシマリスの
「ふーちゃん」

日本税理士企業年金基金は
税理士業界の皆様のための年金基金です。

制度の詳細、資料請求は
こちらから



日本税理士企業年金基金 おすすめの理由

安心・安全

福利厚生に最適

5人以上の従業員を雇用している
士業の個人事務所は社会保険への
加入が必要となっています

- 元本保証／利回り1～4%
- 掛け捨てナシ
- 70歳まで加入可能
- 事務所ごとに年金掛金率※選択可能
※ 1.2%／3.0%／5.0%
- 全額損金(必要経費)算入可能



日本税理士企業年金基金

<https://www.nenkin-kikin.jp/zeikikin/> 税理士基金 Q

〒141-0032

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

TEL.03-5740-0851(代)／FAX.03-5740-0853

Mail:contact@zeikikin.or.jp

協 同 組 合 情 報



税理士VIP代理店に登録されている皆さま

Z2 キャンペーン実施中!

キャンペーン期間／2026年4月1日～12月31日

Z2 第26回 税理士VIP代理店挙績キャンペーン

- ◆対 象：税理士VIP代理店
- ◆対象契約：期間中に成立した全税共扱いの保険契約
- ◆表彰基準及び賞品

賞 名	表 彰 基 準	賞 品
ドリームA賞	月額保険料 100万円以上※	10万円 ギフトカード(商品券)
ドリームB賞	月額保険料 50万円以上※	5万円 ギフトカード(商品券)

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額の合計額

◆その他

各賞は重複して表彰しない。
営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。
VIPの年払契約の場合は1ヶ月分(12分の1)を計上する。
全税共年金の一括払の保険料は100分の3を計上する。



税理士VIP代理店とは

全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

新たな収入源で事務所を元気に!

「税理士VIP代理店」に新規登録された方は

Z1 キャンペーン! 期間／2026年1月1日～12月31日

代理店登録をした税理士会会員にギフトカードを贈呈!

※税理士VIP代理店になるためには、生命保険協会が実施する資格試験に合格する等、一定の要件を満たす必要があります。

※キャンペーン及びVIP代理店の詳細につきましては、以下に記載の提携保険会社にお問い合わせください。

税理士VIP代理店
提携保険会社

- ◆朝日生命 ◆第一生命 ◆日本生命 ◆ジブラルタ生命 ◆明治安田生命 ◆エヌエヌ生命
- ◆住友生命 ◆メットライフ生命 ◆SOMPOひまわり生命 ◆アクサ生命 ◆富国生命
- ◆三井住友海上あいおい生命 ◆オリックス生命 ◆FWD生命

全国税理士共栄会

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。

全税共

検索



東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項 目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1 契約(1 振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求 1 件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・
消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、
翌営業日に口座振替を行います。

NSS より朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始！
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定！【基本手数料 2,000 円＋請求 1 口座につき 110 円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円＋35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例

(別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまに
よくご利用いただいています！



介護・訪問看護



不動産・マンション管理



塾・教室・学校



スポーツクラブ

振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK！

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者

四国税理士共済会

〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕

NSS

大同生命グループ

日本システム収納株式会社

大阪本店

〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル



0120-700-676

フリーダイヤル

(平日9:00～12:00、13:00～17:00)

日本システム収納

検索

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は

インボイス制度
対応ネット受付口座振替サービス
開始!

【ネット口座振替サービスについて】

※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1 件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で
検索二次元コードから
アクセス

報酬自動支払制度 検索



用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型

少ない件数からの
利用をお考えの先生基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335 円 / 件

売上管理型

請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800 円 / 月
5 日と28 日両方の振替日をご利用
の場合、2,100 円 / 月となります。

口座振替請求手数料

240 円 / 件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は **My 集金 NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など

定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは **03-3345-0890**

税理士職業賠償責任保険 新規加入・契約更新の ご案内

新規加入のご案内

今年度から「初回口座振替」方式になりました

※前年度までの郵便局「払込取扱票」では新規加入受付ができませんので、ご注意ください

毎月20日 申込締切 → 翌月1日午後4時 保険開始

※20日が土日祝日の場合は、その前営業日

(ただし、毎年4月21日から5月20日は募集なし)

7月1日 契約更新のご案内

「2026年度 契約更新手続きのご案内」をご確認ください

●口座振替の皆様 【口座振替日：6月29日(月)】

●郵便振替の皆様 【更新締切：6月30日(火) 郵便局受付分まで】

更新専用の払込取扱票を使用して郵便局から保険料をお払い込みください



保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



証ひょうはAI-OCR、 さらに銀行APIやCSVはAI仕訳。



預金通帳・証ひょう



銀行API



銀行・クレジットカードCSV

3つの仕訳生成機能で入力業務を大幅に削減！

新登場

AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システムTM

- 仕訳入力の大半を占める 預金通帳・証ひょう は読み取るだけで仕訳データを生成。
- 銀行API との連携で取引データを自動収集・仕訳生成。1,000社超の金融機関に対応。
- 銀行・クレジットカード取引の CSV も取り込むだけでAI仕訳。

— 入力業務削減は「JDL AI」。

JDL Liberty[®]



JDL AI[®]

AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システムTM

標準搭載



あっという間に仕訳が生成される様子を画面でご覧いただけます！



JDL
Japan Digital Laboratory

株式会社 日本デジタル研究所

本社／〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

高松営業所／〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

四国税理士会の皆様へ

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 須藤 寿

税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

詳細はダイレクトメール・HPをご覧ください。



にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



全国税理士共栄会だより No.602

(2026年6月号)

関与先の事業承継を応援！

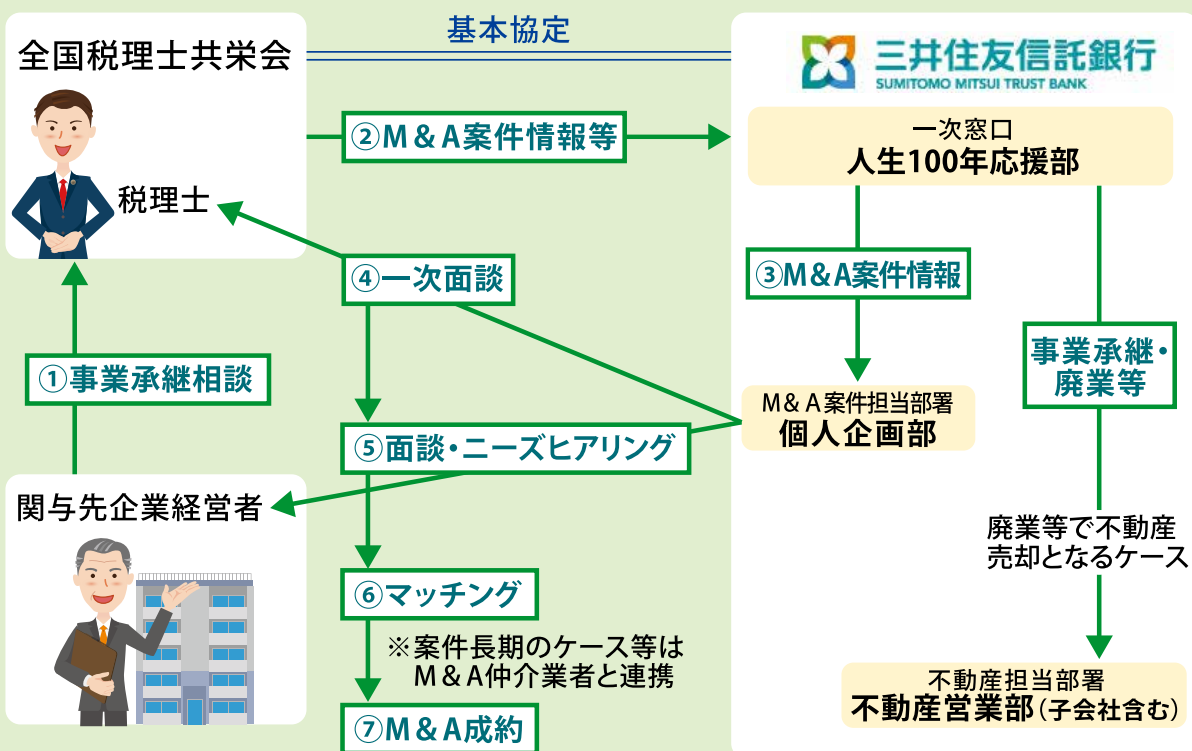


会社の未来、描いていますか？

従業員やその家族のため、早めに決断・対策を！

三井住友信託銀行が全面サポートします

ご相談時から、円滑な事業承継の実現に向けて顧問税理士と三井住友信託銀行が手を携えて進めて参ります。



※ M&A成約時および廃業等における不動産売却時には税理士に手数料が支払われます。

本件に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行
人生100年応援部民事信託共創チーム **03-3286-8229**

全国税理士共栄会 全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 **全税共** **検索**
東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

